

家庭ごみ分別ガイドブック

ごみは必ずルールを守って出しましょう

- ごみステーションを利用する際は、事前にごみステーション管理者の了承をもらってください
- ごみは、収集日の朝8時までにルールを守って出してください
- ごみは責任を持って分別し、指定袋等には名前の記入をお願いします
- 1度の収集で出せる指定袋は原則3袋までです（うち陶器・焼物は他のごみと合わせて指定袋1袋に片手で破れずに持てる重さ〈指定袋大の場合は10kg程度〉まで）
- ごみ収集時にごみ出しルールが守られているかを確認するため、袋を破る場合があります。破れたごみ袋の費用は原則、ごみを出した方の負担となります

令和5（2023）年度から、ごみ出しルールが変わります

- 指定袋の無料配布は令和4（2022）年度分で終了です
- 令和4（2022）年度までに配布した指定袋は令和7（2025）年3月末日まで使用できます。それ以降は使用できません
- 令和5年度以降の指定袋は、市内のスーパーマーケット、コンビニエンスストア等の小売店でご購入ください
- 粗大ごみの収集はごみステーション収集から戸別収集になります。詳しくは7～8ページをご覧ください
- 資源ごみ（空き缶〈飲食用〉、古紙、ペットボトル）や危険ごみ（水銀使用製品〈蛍光管や体温計等〉、充電式電池）は、市庁舎や一部の公民館でも回収します

※拠点回収については10ページをご覧ください

ごみの分け方出し方は、西条市ごみ分別アプリ「さんあ～る」でご確認ください

分別方法を手軽に検索したり、ごみの収集日をお知らせする機能がついた西条市ごみ分別アプリ「さんあ～る」をぜひ、ご利用ください



各ストアより「さんあ～る」で検索しダウンロードしてください
右のQRコードでもダウンロードできます



不法投棄は罰せられます

- 不法投棄とは、ごみを適正に処理せず、山林、原野、海岸、空き地、道路公園等に捨てる行為をさします
また、ごみステーションの管理者に許可を得ずにごみを捨てることも不法投棄に当たることがあります
- 違法にごみを捨てた人には法律で5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金、あるいはその両方が科せられます
- 西条市では、不法投棄防止に取り組んでおり、悪質な場合は警察と連携して対応しております
- 不法投棄を見かけたら、投棄した車のナンバー等を市役所か警察へご連絡ください